

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設指定管理者候補者の選定結果について

埼玉県産業労働部産業支援課

令和7年7月3日から募集を開始した埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設の指定管理者については、埼玉県議会12月定例会の議決を経て指定しました。

つきましては、指定管理者候補者の選定に当たっての経緯等について公表いたします。

1 埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設指定管理者について

指定管理者：埼玉ふれあい拠点運営共同事業体

代表者 株式会社コンベンションリンクージ
東京都千代田区三番町2番地
代表取締役 平位 博昭

構成員 株式会社エス・ケイ・エム
埼玉県春日部市粕壁三丁目3番18号
代表取締役 関目 敏行

2 指定の期間について

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

3 応募の状況について

（1）現地説明会への参加団体数

令和7年7月17日実施説明会 8者

（2）応募申請団体数

・令和7年9月2日締め切り 3団体

・申請団体の内訳

グループ申請 3団体

- ① イベント企画、清掃
② イベント企画、創業施設運営、ビル管理
③ 公共施設運営、ビル管理

）

4 指定管理者候補者の選定について

（1）選定基準

○ 審査基準

ア 県民の平等な利用を確保することができる

イ 関係法令を遵守し、適正な運営及び維持管理ができる

- ウ 設置目的を効果的に達成し、効率的な運営ができる
- エ 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有している
- オ 個人情報の適正な取扱いが確保できる

○ 審査項目

- ・ 公の施設としての役割を適切に担うことができるか
- ・ 利用者本位の柔軟なサービスが提供されるか
- ・ 県民の平等利用確保への配慮がされるか
- ・ 効果的かつ効率的な管理を実施できるか
- ・ 法人等の経営基盤が安定しているか
- ・ 個人情報の適正な取扱いは確保されるか
- ・ 指定管理業務等に係る指定管理料及び業務委託料は適切な額か
- ・ 施設の特性を踏まえ、必要な人員を確保できるか
- ・ 地域経済への貢献、県内事業者等の参画、地元中小企業への発注及び地元人材の雇用に配慮されるか
- ・ 環境、障害者雇用等に配慮した運営方法になっているか
- ・ 自主事業の計画は妥当か
- ・ 施設の魅力向上や利用促進につながる提案はあるか
- ・ 地域産業の振興や、住民の活動及び交流促進の拠点として機能することができるか
- ・ 法人等の本店又は主たる事務所の所在地は県内か

(2) 選定委員会の委員

氏名	職業等
高村 淑彦	東京電機大学名誉教授
田口 陽子	東洋大学准教授
青木 淳子	公益財団法人埼玉りそな産業経済振興財団 主任研究員
小林 真由	小林公認会計士事務所
飯口 信彦	春日部市市民生活部長
神野 真邦	埼玉県産業労働部産業政策局長

(3) 第1次審査について

審査基準に基づき、資格・書類審査を実施しました。

○ 審査結果

応募者3団体中、3団体を第2次審査の対象団体としました。

(4) 第2次審査について

プレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング等による審査を実施しました。

○ 審査結果

審査項目（配点）	埼玉ふれあい拠点運営共同事業体	A団体	B団体
総括的事項	420点	345点	279点
提案価格	120点	82点	62点
維持管理業務	240点	183点	149点
運営業務	600点	459点	360点
事業収支	120点	97点	75点
合計点	1,500点	1,166点	925点
			1,160点

※各委員 250点で6名、1,500点満点で実施

○ 埼玉ふれあい拠点運営共同事業体の選定理由

- ・事業実施体制について、人員配置や教育計画、業務委託内容、想定されるリスクへの対策等が網羅されており、安定した施設運営が見込まれる。
- ・共用スペースの活用案では、創業支援との連携も考慮されており、本施設の多様な活動を更に活性化させることができることが期待できる。
- ・トラブルや苦情対応について、各状況に応じた具体的な方法が提案されているほか、カスタマーハラスメントへの対応策も提示されており、適切な対応が期待できる。
- ・決算剰余金の活用について、利用者のサービス向上に資する提案に加え、施設の省エネルギー化に向けた具体的な施策も含まれており、施設価値の向上が期待できる。
- ・開業15周年記念イベントを含む新たな自主事業の取組により、地域への誇りや愛着が育まれ、更なるにぎわいの創出が期待できる。

○ (参考) 選定委員の意見

団体名	意 見
埼玉ふれあい拠点運営共同事業体	<ul style="list-style-type: none"> ・本施設の指定管理者に求める役割を的確に理解し、きめ細やかな提案が行われていた。 ・公の施設として公平な利用を基本とし、不適切な利用への対応方針が明確に定められていた。
その他の団体に対する主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・創業支援施設の運営について、退去後の事業継続を支援するバックアップ体制や地域への広がりを見据えた具体的な提案があり、高く評価できる内容であった。 ・自主的なコンテンツに加え、地域メディアを活用した情報発信など様々なメディアを用いた広範囲の広報活動が評価できた。 ・提案内容について、全体的に具体性が不足している印象を受けた。 <p>※どの団体に対する意見であったかについては非公開事項です。</p>

5 埼玉ふれあい拠点運営共同事業体の提案の概要

(1) 基本方針

- ・環境変化に対応した新しい視点で施設価値の向上に努める
- ・施設運営のプロとして県民サービス向上に努力する
- ・公共施設を運営する立場をわきまえ公平・公正な運営を心がける

(2) 総括的事項

- ・外部からの知見を活用するため「地域インフルエンサー」「市民団体」等と新たな協議体制を作り、外部からの声に耳を傾ける体制を強化する
- ・地域住民、地域外の関係人口を増やし、地域経済への波及効果を高める
- ・「準備」「点検」「教育」「実施」を通じた防犯対策により、人的な施設環境のチェックと維持に努め、施設全体の予防保全を強化する

(3) 提案価格

- ・利用料金については、継続利用者に現在の料金体系が浸透している等の理由により現在の料金体系を維持する
- ・指定管理料及び業務委託料の合計額の5年間（令和8年度から令和12年度）の年平均額は、令和7年度当初予算に比べ約13.6%増加

(4) 維持管理業務

- ・安心・安全な施設環境の維持に心掛け、「ひやりハット」事例の共有や安全研修により、ヒト・モノの両面から安全性確保に努める
- ・ファシリティマネジメントによる効率的な管理、予防保全の徹底による施設の長寿命化、施設の快適性向上、機能低下抑制による設備の長期耐用化等を行う
- ・施設の利用を最優先に工事日程を調整し、安心・安全を確保しながら高稼働率を実現する

(5) 運営業務

- ・施設魅力度向上のため、ふれあいキューブならではの事業や催事を誘致し、域外からのヒト・モノ・カネを流入させることで地域活性化を図る
- ・多目的ホールの運営では、前例にとらわれず多岐にわたる利用目的に柔軟に対応し、ニーズに応える
- ・創業支援ルームの運営では、入居者の事業PRや新製品リリース、展示会出展の情報、新規入居者の紹介記事を毎月ニュースレターとしてホームページ、SNS、メールマガジンで発信する
- ・自主事業では、既存の成果がある自主事業の進化・拡大を図り、開業15周年記念イベンなど新規事業にも取り組む
- ・共用部をキッチンカーやマルシェの誘致など賑わい創出の場所や店舗販売の起業を目指す方のチャレンジスペースとして活用する
- ・交通の利便性、施設の特徴・コンセプト等の魅力を発信し、まちづくりのシンボルとしての存在価値を高める

(6) 事業収支

- ・指定管理料・業務委託料を有効に活用し、限られたリソースの中でスタッフ一丸となり施設設置目的の達成を目指す
- ・利用者の催事成功のためのアイデアを提案し、備品貸出を増やす等により客単価を上げる
- ・決算剰余金については、顧客サービス向上につながる設備やサービスを導入する